

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第36回）

1. 開催日時：令和4年4月15日（金）15：30～17：00
2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催
3. 出席者：
  - 依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
  - 生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授
  - 川濱 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授
  - 川本 大亮 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー
  - 伊永 大輔 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
  - 塩野 誠 (株)経営共創基盤 共同経営者/マネージングディレクター
  - 増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
  - 山田 香織 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナー  
一弁護士  
(デジタル市場競争会議 構成員)
  - 泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授  
(オブザーバー)
  - 小林慎太郎 野村総合研究所 上級コンサルタント
4. 議事
  - (1) モバイルエコシステムに関する競争評価中間報告（案）について
  - (2) 新たな顧客接点（ボイスアシスタント及びウェアラブル）に関する競争評価中間報告（案）について
5. 配布資料
  - 資料 事務局提出資料（非公表）

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日、上野山議員、森川議員が御欠席と伺っております。また、デジタル市場競争会議から、泉水議員にも御参加いただいております。泉水議員は、御都合により途中退席されると伺っております。

野村総合研究所の小林様にもオブザーバーとして御参加いただきます。

では、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○成田審議官

事務局の成田でございます。本日もお忙しい中、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、まず前半1時間ほどでモバイルエコシステムに関する競争評価の中間報告案について御議論いただければと思います。後半1時間で、新たな顧客接点でありますボイスアシスタントとウェアラブルに関する競争評価の中間報告案について御議論いただければと思っております。

本日の資料は非公表とさせていただきます。本資料は皆様限りとさせていただきます。お取扱いには御注意いただければと思います。

本日の議事録につきましても、いつもどおり発言者の皆様の確認を経た上で公表する予定でございます。

私から以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、まず、前半パートについて、事務局から資料に基づいて15分ほどで御説明をいただいた後、中間報告案について、どの部分でも結構ですので、委員の皆様のコメントをいただきたいと思っております。コメントは生員議員からワーキング名簿順にいただきまして、グループごとに事務局から回答をお願いします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

中間報告案でございますけれども、大部で大変恐縮でありますけれども、先週、皆様のほうに送らせていただきましたところ、送った時点での修正点と、昨日送らせていただきましたが、その後に修正点があった部分、主なところを御説明したいと思います。

まず、冒頭のところに少しマクロ的なデータを追加させていただいております。これは後ほど画面で御覧いただけるようにしたいと思っております。

それから、第2のところ、目指すべき「あるべき姿」というものところを少し見直しをしているところでございます。

それから、「既存の枠組みによる対応の可能性」という部分につきまして、これも何度

か議論でもんでいただいたところですが、少し修正を入れさせていただいております。対応の困難さというところで、競争促進効果との比較衡量、それによって正当化事由を考慮して判断することというの、困難さの一つの要素ではないかというような加筆をさせていただいております。もう一つ、今回競争評価の対象としているモバイルエコシステムにおける諸課題について、今まで御議論いただきましたように、既存の枠組みで対応がなかなか困難なところがあるといったようなところの書きぶりの文言の修正でございます。

ちょっと先に行きまして、今回、モバイルエコシステムについての競争評価ということで、多様なオプションを記載いただくということで、その際の、誰に対してなのかという対象のところでございますけれども、今まで御議論いただいたところで、若干修正をさせていただいております。一定規模以上のOSを提供する事業者が、他のレイヤーにおいてもサービス提供を行う場合といったような考え方で、統一的に記載をさせていただければということでの御提案でございます。

それから、各論に入る前のところで、エコシステムのルール設定だったりデフォルト等、こういう類型ごとに仕分けた、ある種のダイジェスト版のようなところを第5というところで記載をしております。

それから、諸外国の動向です。法整備に向けた諸外国の動向も加筆をしております。後ほど画面で簡単にさらえればと思っております。

それから、アプリストアに関しての、自社のアプリストアを使うようにという義務づけについての論点でございますが、オプションについて、少し論点があるかなと思っております。こちら後ほど画面で御説明できればと思っております。

それから、以前にこのワーキンググループの場で複数の委員の方からも御指摘がありましたデータの取得活用のところでのポータビリティですが、これについても対応オプションとして加えるべきではないかという御指摘がございましたので、こちらのほうも加える格好に整理させていただいております。これはデータの取得活用の論点のところ、したがって、OS、アプリストア、ブラウザ全般についてのデータを対象としたものとしてのオプションとして提案したらどうかということでございます。

最後に「終わりに」という部分を加筆いたしております。

ここの部分で、今までも御議論いただいておりますように、今回の中間報告は、今ここで抱えているだろうと認識しているような様々な懸念点についてのどんな対応があり得るのかということについて、広く関係者の方々から意見を集めたいということでありますので、改めて、この「終わりに」のところ、この場での議論に参加していただいた皆様の問題意識をなるべく盛り込むような形で加筆をし、意見を出していただく方の参考になるようにということで加筆している部分でございます。

では、個別のところ、画面を御覧いただきながら説明をさせていただければと思っております。まず、総論の冒頭のところで、データを少し加えさせていただいたところあります。

ちょっと御覧いただければと思います。

最初の1の(1)です。こちらのほうは、従来から前回もお示ししておりましたけれども、スマートフォン等の普及率ということで、世帯ベースでいって8割以上、9割近いところまでもスマホが入っているというところを書いたということなのですけれども、その後、次のページに行ってくださいまして、顧客接点で、ここでのワーキンググループで今まで何度も議論がありましたけれども、顧客接点の強さと利用時間ですね。ある種時間の取り合いになっているというところでもありますけれども、そういう意味で顧客接点の強さという観点から、利用時間は非常に重要な要素でございますが、そこについての総務省の調査がございますので、そちらのほうを載せさせていただきますいております。

インターネット平均利用時間についての機器ごとということで、この黄色い部分がスマートフォンということで、年々、どんどん拡大、伸びてきているということで、2つグラフがございますけど、上が平日であります。それから、下が休日ということで、上のほうが1日100分超、それから、休日ですと120分超ということで、令和2年のところがパソコンがちょっと増えておりますけれども、これは恐らくコロナの関係で御自宅にいらっしゃる方が多かったということなのだと思いますけれども、そういった少し特殊要因もございまして、いずれにしてもスマートフォンでの利用というのが多いということがデータでも出ているということでございます。

次のページに行ってくださいまして、もう一つ、エコシステムとっておりますので、経済活動の規模感です。そちらのほうもデータがございますので、そちらのほうを載せさせていただきます。モバイルコンテンツ関連市場ということで、7兆円という数字、これはモバイル・コンテンツ・フォーラム様の調査結果でございます。

この中の内訳として、コンテンツ市場とコマース市場ということのデータであります。その内訳もありますので、そちらのほうも次のグラフで載せさせていただきます。御覧いただければと思います。

こちらがコンテンツということで、濃い青い部分、一番長い部分がゲーム等、堅調に伸びているということでございます。

それから、次のグラフはコマースの関係でありますけれども、肌色のサービス、ここは20年が少し落ちているのは、これもコロナの影響だと思われましても、物販系が逆に増えていたり、基本的にトレンドとしては、各分野とも増加のトレンドなのかなということでございます。これがまず1点でございます。

それから、総論の最後のところですね。諸外国の動向のところを御覧いただければと思います。

ここで諸外国のルール整備の状況のところを3、4枚で書き足しております。

横断的なルール整備が各国で進んでいるということで、大きな流れとしては、大規模なプラットフォーム事業者に絞るという傾向があるということと、事前規制による対応ということでもあります。

全体、これまでの流れを俯瞰すると、こうした流れということになりますけれども、当初、透明性の確保などを重視した共同規制という、少しソフトなアプローチということでEU、それから、我が国における法の整備があったということで、これも事前規制の一つの形ということだと思っています。日本の場合は、その中でも大規模な事業者に絞ったという意味では、少し先行した動きをしていたということを書かせていただいています。

それから、その下、しかしながら、その後の動きとして、事前規制としてより強い規制ですね。義務であったり禁止といった事前規制という動きが出てきているというところが書かれておまして、ここは参考までに、少し時系列で、縦に時系列、横に各国ということで、これは今、法律は通っているという意味では、PtoBと日本の透明化法、それから、少し強い規制としてのドイツと韓国というようなことが、時系列でよく分かるような形にしております。

それから、その先へ行っていただいて、次のページ、全体を俯瞰した記述として、この「以下では」というところで、規制対象の考え方ということで、EUとかアメリカの案のように、数値による基準を示すようなアプローチもあれば、ドイツのように、あるいは英国の検討中の制度のように、定性的な考慮基準のみを明らかにして、指定は当局の調査を経てというアプローチもあるということを書いているのと、あと、禁止義務の規定ぶりにつきましても、事前規制的なアプローチであることは共通しているわけですが、指定された事業者には、禁止規定、義務規定というのがあらかじめ条文中で明らかになっていて、指定されると、それが全て適用されるというEU、米国のアプローチと、一定程度書かれてはいるけれども、個々のプラットフォーム事業者にどのような規制が適用されるかということは、調査などを経て特定していくようなドイツ、英国のアプローチがあるといったようなこと等を記載しております。

これ以降に各国の規制対象とか義務の規律について主だったものを書いているという形で紹介をさせていただいております。

それから、各論のほうのアプリストアの拘束のところのオプションを示させていただいて、こちらのほうは、これまでも御議論いただいておりますけれども、いわゆる御存じのように、自社のアプリストアの利用を義務づけているということで、特にアップルがそういう規律を厳しく徹底しているという状況でございますけれども、それへの対応のオプションとして、1つは、それ以外のストアであったり、ウェブからのアプリのダウンロードというものを許容するように義務づけるべきではないかと。

一定のオプションがここで書かれているということで、この4つ目の丸のところではありますが、これも前回御議論いただいておりますけれども、単に義務づけるだけではなくて、やはりセキュリティーとプライバシーの担保をどうするのだということはあるかと思っておりますので、そこについては、どういったものなら認められるべきかといったものについて、何らかのそれを担保するような仕組み、それが認証のようなものなのか、ガイドラインのようなものか、この辺りについて、後で出てきます質問のところでもアイデアを募る

ような形ですというのがオプションAでございます。

オプションBが、今日も皆さんの議論をいただければと思っておりますけれども、オプションAというのが一律にというところの難しさがある可能性もあるということで、個々に要請があれば事業者が、それに対応できるのかできないのかを判断をして説明をすることと、それを定期的に当局がウオッチするような仕組みということもあり得るといえばあり得るわけですが、これは実務的にウェブサイトとなってくると、もう無数にありますし、フィージビリティがどうなのかというところもあろうかと思っております。

そういう意味で、中間報告の今、最初の段階でございますので、今まで事前にも委員の皆様少し御意見賜っております。中には、今の段階では、まずオプションAということを示して意見を募るのがいいのではないかとということで、オプションBというのは、フィージビリティの問題もあるので、あえて示さなくてもいいのではないかと御指摘もございました。

一方で、こちらでも示したほうがいいという御意見も何人の方からございましたけれども、その後、事務局のほうでも検討いたしまして、今の国際的な当局でのスタンスなどもみると、主にオプションAが議論されていることにもかんがみ、オプションAのみを提案することによってよいのかなと、事務局としては皆さんの議論を踏まえて思っているところがありますけれども、その点についても、御意見をこの場でもまたいただければと思っております。

私のほうから以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、生貝議員から順番にコメントをお願いしたいと思います。まず、生貝議員からお願いいたします。

○生貝議員

大変重要な御説明をありがとうございました。本当に今後のデジタル政策全体の基盤になる重要な報告書だと思います。

内容としては、私のほうはほぼ付け加えるところはないのでございますけれども、簡単に3点程度、少し感想、コメントというところでございます。

まず1つは、取引透明化法の中のことについて、新しく56ページなどで触れていただいているところでございまして、このことについては、1つは、ある種、強い、弱いといったようなことが、今世界的な潮流になっている事前規制というものととの差異としては、確かにあるかもしれませんが、透明化法やP2B規則というものは、開示規制や全般的な体制整備というところを中心とした形で作られているものであって、質的な違いがあるということについても、もしかすると強調してもよいのかなと思ったのが1つでございます。

2つ目といたしまして、触れていただいたサイドローディングの部分につきましては、

こちらは国際的に非常に大きな議論なので、そこを見ながらという形にはなると思うのですが、やはりこのAのほうの選択肢におきましても、個別の事情をしっかりとプラットフォーム事業者の側から御説明をしていただくという形で、例外というのは様々な形で検討が国際的にもされているかと認識しておりますところ、個人的には、基本的にはAに寄せる形でよいのかなという認識は持っているところでございます。

いずれにしましても、やはりセキュリティー、プライバシーという論点、様々な形で、適切な判断をしていけるように、関係する当局等との協力関係というものが重要になってくるのかと思います。

それから、3つ目、これは本当に細かいのですが、この検討会でデジタルマーケティング法案という名称をEUの法案について使っているのですが、様々な報道を見ても、定訳でデジタル市場法となってきたので、この機会に置き換えをしてもよいのかなという気がしております。

取りあえず以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濱議員、お願いいたします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。

私のほうも、今回、新たに付け加えるべき部分はほとんどございませんが、感想めいたものをのべさせていただきます。ともかく今回の草案で、非常に見通しがよく、スッキリしたものになったと思います。特に最初のところで、これまで伝統的な規制では不十分だということが明らかになり、また、最後の部分では念押しのようにそれが確認されているという点、それから、もう一つは、正当化要因に関して、こちらのほうで全体的な内容を決めるのではなくて、言わば、どのようなものが正当化要因になるかということ、正当化理由になるかということ意見を募るという方向にあったのは、これは面白いことだなと思うのです。

1点気になったのが、今回付け加えたところで正当化要因のところ、なぜ今回不十分かというところで、比較衡量の話があって、非常に細かい話なのですが、純然たる表現上の問題としてあるのですが、既存の枠組みの対応のところ、最初の頭のところです。セオリーに従ってHarmが発生していることを具体的に立証するとともに判断することは難しい。このニュアンスは分かるのですが、当該行為による競争促進効果と比較衡量し、正当化事由を考慮して判断することが困難ということで、困難さが増していることの説明はよく分かるのですが、これを読んでも、正当化理由に関して、つまり幅広く効くということになっているのですが、これは競争促進効果と一般に呼ばれるものかどうかさえはっきり、今の時点で我々にとっては分からないところもあるのですよね。

これは解釈論の問題で、あらゆるセキュリティーの問題等々でも競争促進効果になるのだと、私はそのような解釈で正しいと思うのですけれども、ここはむしろ、同時に当該行為が正当化理由を持つということと比較衡量の問題というよりも、どの行為が、同程度、当該目的の達成に必要なかどうかということが分からないことも含めて、分からないというのは、これは要するに、情報を結局は行為者である企業が持っているということなので、そこら辺のほうを強調して書いたほうがいいのかという気もしました。

具体的に立証することが困難で、かつ、当該行為はしばしば様々な正当の目的に使われているが、正当な目的に必要なかどうかに関する判断指標が企業側に偏在しているために、それらを総合評価することが困難だという程度のことにしておいたほうが、競争促進効果と比較衡量という枠組みは、解釈のときには、私はこれで行けるという気はするけれども、やはり競争促進効果という、狭義の効率に限定して考えると、そういった傾向も生まれてくるので、ちょっと広めにいろいろな正当化理由を聞くという立場から考えていくと、そこら辺のニュアンスであまり誤解を招かないように書いたほうがいいのかという気がいたしました。

もう一点、サイドローディングに関する問題ですけれども、これは私は、どちらかといえばB案も入れておいたほうが、A案で落ち着くにしろ、むしろきつ目の選択肢があったほうがよいような気もしていたのですけれども、確かにA案で収束しそうな状況のときだったら、日本もA案にコミットしているということを示したほうがいいのかも分からないという気もいたします。

ただ、これはもうまさに高度な政治的判断というかポリティカルジャッジメントの問題だと思いますので、事務局の判断にお任せいたします。そういう判断だということだったらそれで承知いたしました。

私のほうは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川本議員、お願いいたします。

○川本議員

よろしく願いいたします。御説明いただき、ありがとうございました。

いつものことながら、これだけの分量の報告書を取りまとめいただき、本当にありがとうございます。

これまでコメントさせていただいたことも反映していただいておりますし、全体としては非常によい内容になっていると思いますので、大きな異論、違和感などはございません。その中で総論について1つだけコメントをさせていただければと思います。

目指すべき姿と対応に向けた基本的な考え方のところ、まずデジタル市場の複雑性の高さ、ティッピングすると修復が難しいなどの特性があって、それらの特性の中で発生する課題に柔軟かつ適時に対応していくためには、既存の規制の枠組みだけでは限界がある。



かつ、プラットフォーム事業者が競争に悪影響を及ぼすような危険性の高い行為類型が、これまでの市場のウオッチの結果として明らかになってきている。よって、事前規制であったり、作為義務の検討などの必要性が出てきたという流れに今なっています。

これは今までの議論にあったところなので、特に異論などはございませんが、本来、この難題に対しては、そもそも規制の在り方だけで対応すべき話ではなくて、プラットフォーム事業者自体、もしくは全てのステークホルダーが、ここで提示されているようなモバイルエコシステム全体のあるべき姿の実現に対して合意をして、前向きに対処していく必要があって、そうではないと、この問題はなかなか解決していかないし、結果として規制や介入を強めていくことになってしまう。

特にプラットフォーム事業者については、モバイルエコシステムにおけるその重要性の高さから、目指すべき姿の実現に対する、彼ら自身のコミットメント、さらなるガバナンスの強化、さらなる自主的な取組の検討も非常に大事な要素であるということは再度強調しておいてもよいのではないかと思います。

この後の各論の中で語られている個別事象に事後的に対応していけば、それで十分という話ではなくて、そもそもそういう問題が起きないように、規制があろうがなかろうが、モバイルエコシステム市場の重要プレーヤーであるプラットフォーム事業者としてガバナンスを効かせてもらう必要が大前提としてあることについて、触れておいてもよいのではないかと思います。

私からは以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

ここままで事務局のほうから何かリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

生貝議員からいただきましたのと、透明化法の強い弱いのところ、少し説明を補足できるかどうか、別途考えたいと思います。御指摘、ありがとうございます。

それから、川本議員からいただきましたコメント、御指摘も、皆様のほうで御異論がないようであれば、少し工夫をしてみたいなと思っております。

それと、正当化事由のところでありますけれども、ここはまさに独禁法なので、もし公取でどなたか参加されているようであれば、今の川濱議員からの御指摘に対してコメントはありますでしょうか。もし可能であれば、お時間はまだありますので、後のほうでコメントがあればと思います。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

では、一旦先に進みまして、次に伊永議員、よろしく願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私も、今回の報告書は、非常にバランスがよい、論点を網羅したものが出来上がっていて、全体的にそんなに付け加えることもないと思っています。なぜ、今、この問題を検討する必要があるのか、なぜ重要なのかということまで書かれていまして、非常にいいものに仕上がっていると思います。ただ、日々、モバイルエコシステム自体が進化していて、常に完璧な報告書になるわけではないので、まずは中間報告として世に問える、そのための十分な内容になっていると思います。

その上で、数点だけ気づいたことをお伝えします。まず、全体の書きぶりに関してなのですが、ドミナントファームが、例えば顧客、消費者、事業者への影響力を拡大、進化させている、イノベーションの芽を摘んでいるのではないかと、こういったことを懸念しているわけですが、これは競争への悪意ということではやっていないと理解しています。ここでの懸念は、そういった意図があるかないかということとは関係なく、サービスの改善や展開ということであったとしても、客観的な競争制限効果に着目した指摘や分析を行っているのだ、ということが分かるような表現がいいと思いました。

事業目的だとか主観的な意図だとか、そういったところを問題にしているわけではなくて、客観的な市場への影響の懸念というものに対応しようとしているものであるということが分かるように、例えば、受け身的な表現にしたり、こういった結果になることが考えられるとか、そういった表現に変えたほうがいいところが少し残っているかなと思いました。

内容面に移りますが、主にブラウザとかブラウザアプリに関してなのですが、Web3.0への円滑な移行が今後必要になってくると思うのですが、それまでの移行期間には、互換性のないサイトが残ったり、デフォルトの問題とか様々な要因がありますので、Web3.0への完全な切換えというのは非常に時間がかかることが予想されます。したがって、今回報告書で指摘される内容は、移行するまでの間非常に大事になると思うのですが、要はWeb3.0というのは、データが集中しないプライバシーに親和的な分散型の民主的ウェブツールなわけですから、これが導入されれば競争環境も大きく前進する話だと思うので、そこまでの問題を押さえておくという視点で見えていました。Web3.0への言及がどうやらないみたいでしたので、その動向に着目しているという趣旨で、どこかに記載があってもいいかなと個人的には思いました。

それから、サイドローディングについて、オプションAのみで行くかBも記載するかの話ですが、個人的にはBも書いたらどうかと思っていました。ただ、執行可能性の面というのは非常に重要だと思いますので、Aのほうが執行しやすく、それを基軸に対応を進めていくということを考えているということであれば、Aのみでもいいかなと思いましたが、Aを追求していきブレークダウンしていくと結局Bになってしまう気もしました。個々に正当化事由を見ていくと、Bのやり方に近づいていくという印象です。

Aのみで行く場合には、課金の義務づけと連動したらどうかと思いました。Aの場合は

サイドローディングを正面から認めていくということですので、サイドローディングを認めたときには、アップルで言うところのIAPの義務づけというのが、さして問題がなくなると思っています。要はアップルのアプリストアからダウンロードをする場合にはアップルの課金方法で、別のサイトからダウンロードをする場合には別の課金方法で、というのもあっていいと思いました。アプリストアやダウンロードサイト構築への投資インセンティブを傷つけないためにも、サイドローディングのA・Bと、課金の義務づけとが連動した記載になるよう、配慮があってもいいかと思えます。

以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、塩野議員、お願いします。

○塩野議員

ありがとうございます。

ここまで大変難しいところしっかりとおまとめいただき、ありがとうございました。私も各議員の先生方と同様に、特に付け加えること等はございません。

感想を1つだけと思うのですが、やはりここで書きぶりの中で、2社という表現を用いて、AndroidとiOSについて語られている部分があって、本件はこれでよいと思っただけなのですが、やはり2社の寡占状態というのを所与として考えて、その話、グーグルとアップルというプレーヤーについて、本件は述べているということは、結構明示的になったのだなという書きぶりだなという印象を持ちました。私自身はそれでよいと思っていますが、事務局のほうで何らか意図というか、この2社という表現でやっているところは、何かを教えていただけるのであれば教えていただきたいなと思えます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いします。

○増島議員

増島でございます。入るのが遅くなってしまって申し訳ありません。

いただいたレポートを拝見させていただきまして、これまでの議論がどのように反映されているのかという観点から確認させていただきました。それぞれ御指摘をさせていただいたところをうまい形で盛り込んでいただいたので、私としてはこの内容で公表をするところまで至っていいのではないかと考えております。

また、事前にお話をお伺いしたところだと、これは中間という形で出されて、そこから、皆さんからの意見をお伺いするという類の資料だとお伺いしております。ペーパーの目的は皆さんに意見を聞くということだということでございますから、この内容で意見を聞いて、皆さんどう思いますかというコミュニケーションとの関係では、十分にこの内

容でリリースができるものだと考えます。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

事務局で、こちらまででリプライはございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

伊永議員から何点か御指摘いただきました点について、書きぶりのほうは、すみません、まだ心配になられるところも残ってしまっているかもしれないで、引き続きそちらのほうは、誤字脱字みたいなものも含めてチェックしていきたいと思います。御指摘、ありがとうございます。

それから、Web3.0なのですけれども、御存じのように、我々の別のテーマとして、まさに皆さんに御議論いただいたTrusted Webというものを進めております。それで引き続きいろいろな活動をしているところなのですけれども、そこで随分やっているということではあるのですけれども、Web3.0という言葉は当時も議論がありましたし、今まさにそういう感じになってしまっていて、御存じのようにすごく多義的な言葉なので、今はどちらかというところとNFTみたいなものが脚光を浴びて、そこに少し投機の資金が入っているところもあるので、実はTrusted Webのほうで議論をいただいている方々との関係では、今のWeb3.0という言葉との関係は慎重に整理したほうがいいよねという議論も実はあったりとかして、底辺に流れる思想は共通するところはあると思っているのですけれども、そういう背景もありますので、Web3.0という言葉をここで触れるのは、できれば控えた方がよいのかなというのが率直な思いでございます。

ただ、おっしゃった問題意識は全く同感でございます。このTrusted Webの議論も、またどこかで報告できればと思っております。

それから、サイドローディングのAとBの件、皆さんいろいろ御議論いただきましてありがとうございます。それで、課金のところとの連動なのですけれども、実態的には、課金のところの縛りを緩和することによっても大きく変わらないような場合に、サイドローディングのほうというのがやはり必要だという、その必要性がより高まるという意味での連動は、同じような問題点が底辺に流れているんだよというところは少し意識して書いたつもりであります。

それから、塩野議員からいただきました。意図というか、今の現実がこの2社の寡占になっているということは、恐らく明らかであるということでもありますので、そこはあえて伏せる必要もないのかなという以上のものではないということでございます。

私から以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

3つぐらいあって、1つは、もう既に以前も申し上げていた、不意打ちとか狙い撃ちとか、そういう批判を受けないように、やはりプロセスとして、きちんとフェアに意見も聞きながら、こういうバックグラウンドでやっていますというもの、あと、道筋をはっきりやはり説明しながらということを示すのに、まさにこの報告書が重要な位置づけだと思います。

その観点から、今回書かれたところ、特に海外のところとかも、今こういう議論があってというところは、もちろん海外がやっているから日本もできるのだという自動的な話ではないのですけれども、こういう環境なのですよという説明はいい加筆なのではないかなと思いました。

あとはレポートの外の話として、やはり影響を受ける会社に対して、意見をこれからもしっかり聞きますよ、プロセスとして、きちんと双方向で進めたもの、不意打ちにならないようにするつもりだという一貫したアプローチを保ちながら、最後まで進めることが大事なのかなというのを思っています。

2つ目なのですけれども、先ほど川濱議員もおっしゃっていた、競争促進効果というところについて、私も、これは言い方が難しいなと思って、普通、説明するとき、会社の方とかだと、特に競争促進効果というところとすごく抽象的なので、水平関係にある当事者のときには、協力することによる競争促進効果バーサス競争制限効果というので、御説明することが多いのですけれども、ユニラテラルな単独行為のときは、割とビジネスの自由とか、あと、インセンティブの確保みたいな、「競争促進効果」という言葉を使わないポジティブな価値と制限効果を比べるという説明をすることが多いと思って、その語彙が違和感があったかなと思いますが、ここはそんなに大きな問題ではないと思います。

市場画定というところは、必ずしも難しいメインのイシューではないように思っていて、まさに書いていただいた、正当化できるアビュースかどうかというところが究極的なイシューとして、実際の案件では苦労されているのかなと思いました。

もう一点、今、欧州でDMA・DSAが相当固まりましたので、割とふわっと書いてあるものでも、既にプラットフォーム各社は、それなりに、コンプライアンス確保のための努力プロセスが始まっているという理解です。会社側としては慎重にならざるを得ないので、例えばフェアなコンディションというところを、深い意図なく「FRAND」と法文に書いてしまった場合、いわゆる特許のフレンド条件みたいな、相当厳しい、もうビジネスでメイクセンスしないような条件ではないといけないようなところで線を引かないといけないのか、という議論も起こり得る。今後このレポートの後、いろいろなステークホルダーと議論をする中で、実際には法律に書いてあるラインよりも相当厳しいコンプライアンスラインで会社側は対応しなければいけないということを念頭に置きながら、具体的な文言を決

めないといけないのかなと感じています。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

ありがとうございます。

この中間報告書については、非常に精緻なものできまして、読むのも大変でしたけれども、大変よくできたものになっていると思いますので、特に修正の意見等はございません。

何点かコメントをさせていただきますと、第1点は、何人の方がおっしゃいましたが、総論の最後に、諸外国における対応状況、この概略が書かれているというのは非常によくなったなと思っています。これが各論におけるオプション等の説明に生きていますので、よかったなと思っています。これが第1点。

第2点で、サイドローディングの話は、私も大した意見はないのですが、オプションなので、オプションでしかも意見募集をするので、広めに書いておくというのがいいのではないのかなと、全体として思っておりますので、Bもあっていいのかなと思っております。

それから、第3点として、先ほどの競争促進効果との比較考量のお話ですが、これは公正取引委員会さんがデジタル市場で何ができるかというお話なので、公正取引委員会さんが、こういう案がいいのだというのを採用されるのがいいのかなと思っておりますけれども、今、山田議員とかもおっしゃったように、私自身も、この競争促進効果との比較考量というのは、それは非常に大事だし、非常に重要な論点で、公取の人でも大変だと思うのですが、だけれども、だけれども、もっと広い正当化理由というのが、正当化理由に関する、川濱先生もおっしゃっていたような、立証とか証拠との距離とか、そういったいろいろな問題がここでは出てきて、難しい問題になって、ピンポイントで、競争促進効果との比較考量と言わなくてもいいのではないのかなという気はしております。

それから、次に、細かいことですが、この報告書、次のもそうなのですが、プラットフォーム事業者という言葉がいっぱい使われていると思うのですがけれども、一部でプラットフォームという言葉が使われていて、プラットフォームというのとは和製英語なので、使わないほうがいいのではないのかなというのが私の印象あるいは意見なのですがけれども、他方では、次の報告書では、検索したら20個出てきて、20個全部修正したら、何かどこかでごちゃごちゃなってしまって、また新たなミスが起きるかもしれないので、あえて変える必要はないと思いますけれども、他方では、このOSの報告書では4件しかいなかったもので、4件ぐらいなら変えられるのかなと。プラットフォーム事業者とプラットフォームというのが別の意味で使われていればいいのですが、同じ意味のように見えますので、細かいことですが、そういうことを感じました。

最後に、これも細かいのですが、報告書の43ページ、注10がありまして、そこにおいて、独占的状態の規制の話があります。これについて、今日はたまたま見たのですが、あるお役所の会議で、ある経済団体の方が、まさにこの問題のこの場面において、独占的状態に対する規制というのを活用すべきだとプレゼンをされていた資料を拝見して、もしそのような形で、今後、そういう主張がさらに出てくるのであるならば、この43ページの注10の記述というのはそれに対して十分応えられるものなのかがちょっと気になって確認したのですが、結論としては、この記述でいいのだらうと思います。変更する必要はないと思います。ただ、確認の意味で、若干コメントをさせていただきます。

ここにおいては、現行独占禁止法においても、大規模な市場において、一部の事業者の集中度が、特に高いなどの理由で、競争が有効に機能しない場合に発動できるという規定になっているのですが、実際にどういう要件になっているかと言いますと、3つの要件がありまして、1つが市場の規模の要件です。だから、大規模であるというのはあっていいのではないかと思うのですが、規模が大きくて市場集中度が高いという要件があって、あと、「など」になっている部分というのは、2つの要件がありまして、1つは、一般に弊害と呼ばれているものなのですからけれども、費用が高いとか、その市場における一般管理費の費用が高いとか、価格が下方硬直的である、下がらない、上がる傾向にあるといった、その市場のパフォーマンスをもって弊害と呼んでいて、この弊害の要件が結構きつくて、さらに8条の4においては、このような場合は発動できませんという要件があって、それは例えば企業の経理の健全性を損なうとか、国際競争力を損なうとか、あるいは被用者の利益を損なうといったようなものも入っているのですが、こういう発動禁止要件があって、このように市場構造要件と弊害要件と発動禁止要件の3つがあって、この3つがあるので、発動が難しい。理由としては企業分割をという、かなりドラスティックなものとなることになるのですけれども、先ほど「など」のところは、「など」のところは、そういう意味だということを一応確認しておきたいと思います。

なお、先ほど言った弊害等も書くべきだということを使うわけではありませんで、この報告書は、弊害というのはHarmという言葉を使っているもので、全然別の意味で使われていますので、むしろ条文上の弊害という要件を使ったらおかしくなりますので、「など」で結構だと思います。ただ、大規模はあってもいいような気がします。

以上です。このように、ひょっとしたら独占的状態の規制が議論になるかもしれません。一応確認の意味で述べるとともに、基本的にこれで大丈夫ではないかなと思っているということでした。私のほうから以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからはいつものように、データ流通とプライバシーの観点について御指摘させていただきます。報告書全体に対する云々というのは、皆様の御意見と軌を一にしておりますので、特に述べるものではございません。

今回、第5ということで、全体を見通しよく書いていただいて、第5において、しっかり全体の対応の方向性について書いていただいて、非常によかったかなと思っておりまして、ここでどういうオプションが示されるのかというのが、非常に見通しがよくなったと思っております。

また「終わりに」を追加いただいて、その中で、特にセキュリティープライバシーについて、これを正当化事由として述べるだけではなくて、二項対立ではなくてということで、それをもっと細かく分析して、きちんと説明するのだと、説明が必要なのだということを出したのは結構大きいなと思いました。

その上で御指摘させていただきたいのは、先ほど申し上げた第5のところの対応の方向性のところで、せっかくであれば、「終わりに」で述べているセキュリティープライバシーに対する捉え方についても、個別の対応の方向性というよりは、前文のところにセキュリティープライバシーというものを、正当化理由としてまるっと抜くというものではないと、そこについても細かく追求していくものであるということ、何か書かれてもいいのかなと思いました。

全体を通じて、オプションのところに、結構そのところを突っ込んだような表現があったように思いますので、第5のところでも述べてしまっても分かりいいのかなというのがコメントでございます。

あと、これは体裁の話で、かなり完成度が高いので、あえて申し上げますと、目次のレベルでいうと、OSが来てアプリストアが来てブラウザが来るのですけれども、中の文書を読んでいると、アプリストアとブラウザの順番が逆になっていたりします。また、OS、ブラウザ、アプリストアをまるっと「OS等」と表現されている場合もあります。ここの辺の表記は、今後、校正をされる中で御検討されるとよろしいのかなと思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

ここままで事務局のほうからリプライはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

山田議員のコミュニケーションですね。不意打ちにならないように、ここはこれから説明のフェーズにも入ってきますので、しっかりやっていきたいと思っております。

それから、サイドローディングの件、泉水議員のほうから、オプションなので広めでということもございましたが、いろいろ判断が難しいところではあるのですけれども、これから議論がスタートということでもありますし、広めにとりという考え方もあると思うのです



けれども、Aだけという御意見も何人かいらっしゃいましたので、そちらのほうでどうかと思っております。

それから、プラットフォーム問題に限らず、もうありとあらゆるところで言葉、用語が整っていないのは、これからやらなくてはいけない仕事だと思っています。アップルが片仮名だったりというのもあったりしますので、それはこの後にやりたいと思っています。やり切れないところは残るかと思っておりますけれども、そこは御容赦いただければと思います。

それから、独占状態のところは、私の理解では、おっしゃっていただいたところで正しいと思っておりますけれども、公取さんのほうから一言あればと思います。

それと、小林様からいただきました、セキュリティー、プライバシーのところの捉え方ですね。第5のところでも書けるかどうかちょっと考えてみたいと思うのですが、以前にまさに御指摘いただいて、その前、第3ですか、この辺りですかね。新しいフレームワークのところでもしっかり見ていくのだというところは御指摘を踏まえてたしか加筆させていただいたので、第5のところでも書くときに、そこだけぼんと出てくると、かえって目立つかなという気もしないでもないのですが、そこは引き取らせて検討させていただければと思っております。

以上でございますが、公取さん、どうでしょうか。独占的状态のところと、先ほど冒頭にあった正当化事由のところ、いかがでしょうか。

#### ○公正取引委員会

先ほどは、マイクが入らず発言できませんで大変失礼をいたしました。

まず、正当化事由の点につきましては、御指摘を踏まえまして、事務局とも御相談させていただければと思います。

2点目の泉水議員から御指摘いただいた部分については御理解のとおりでございます。

#### ○依田座長

ありがとうございました。

ただいま、ここまでで様々な論点について、御意見を伺いました。大枠としては、評価としましては、見通しがすっきりしたとか、大変バランスがよくなった、かつ、行き届いているというような御意見を伺いました。報告書の大枠、方向性については御異議がなかったように思いますので、今後、親会議であります競争会議へ報告を行う最終案の取りまとめに向けて進んでいきたいと思っております。

1点、事務局からも御説明があったサイドローディング問題に関しては、Aのままではないかというのと、広めに書いておいたほうが良いという意見もありました。

今回は中間報告ということもあって、その後、パブコメもかかっていますし、その上で、山田議員もおっしゃったように、事業者様とも今後コミュニケーションを続けていくこともありますので、一旦のところはプランAだけ行って、そのところで、事務局としても、今後そうした双方向のやり取りをしていく中で、プランBというのを、どこかのタイミングでしっかりとまたコミュニケーションの中で打ち出し方を考えていくというや

り方でいいのかなと私は考えておりますので、そのような形で、もしも皆様方で御異議がございませんでしたら、今後の競争会議に報告を行う最終案については、座長一任をいただきますでしょうか。よろしいでしょうか

(「異議なし」と声あり)

○依田座長

ありがとうございます。

そのような形で進めていきたいと思えます。

あと、先ほど御質問があったところにつきましても、事務局と公正取引委員会の御意見を聞きながら書きぶりのほうの書き直しをよろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、モバイルエコシステムに関する競争評価中間報告案についての議論を終了いたします。

それでは、後半パートについて、事務局から資料に基づいて15分ほどで御説明いただくのですが、泉水議員が4時45分頃に御退室ということを知っていますので、このところで事務局の御説明の前なのですが、後半パートのほうのボイスアシスタント、ウェアラブルについて、何か御意見がありましたら、今、泉水議員から伺えればと思うのですが、泉水議員、何かありますでしょうか。

○泉水議員

私のほうからは、こちらのほうも非常によくできていると思ひまして、特に修正すべき点等はありませんので、特にコメントはございません。ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、これから事務局のほうで15分ほどで御説明いただきたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどと同じように、まず主な修正点の紙をベースに簡単に御説明ができればと思ひます。

それで、まず、ボイスアシスタント、ウェアラブルのほうですけれども、「はじめに」というのを、前回、間に合わなかったのでお示しさせていただいております。こちらのほうで、まさに前回御議論いただいた、なぜ、新規顧客接点なのか、なぜボイス、ウェアラブルなのかといったようなところを分かりやすく書くようにしております。

それから、総論のところでもあります、これはボイスアシスタントもウェアラブルも共通でございますけれども、目指すべき姿とか、基本的な考え方という書き方のところを、モバイルエコシステムと同じような書き方で、きちんと位置づけたり整理の仕方を整えております。考え方自体は大きく修正をしておりません。

それから、各論でありますけれども、スマートフォンでのプリイン、デフォルトの問題です。こちらのほうはオプションとして選択画面を追加させていただいている格好にして

おります。

それから、前回御議論ありました、これはアップルの関係でございますけれども、サードパーティーのアプリが連携する際に、カテゴリーとかの制約があるという点でございますけれども、こちらのほうは前回御議論ありましたところを踏まえて修正をしておりますので、これは後ほど画面で御紹介いたします。

それから、ウェアラブルのほうは、総論のところの修正は、ボイスと同じ趣旨でございます。各論は特に大きな変更点はございません。

現行の中間報告案のほうを御覧いただければと思いますが、まず「はじめに」のほうです。

こちらのほうで、前回、御議論いただきました点を少し踏まえさせていただいて、ここは最初の経緯的なところが書いてあるのですけれども、顧客接点が大事だという辺りから、「しかしながら」といったところで、技術革新とかビジネス領域のDXなどが進むに当たって、新規顧客接点の取り合いというところが、もう一つのデジタル市場での競争という意味では視点としてある中で、今まで既に確立している顧客接点をレバレッジにしてというところでの懸念があるということで、ここもまさにモバイルのほうでも御議論いただきましたように一旦ティッピングが生じると一人勝ちになってしまうという懸念があって、これにどう対処するかというのが大きな課題の一つであるということでもあります。

その際に、ここでのチャレンジは、まさに前回、皆さんおっしゃっていただいておりますように、成長途上でありますので、過度に市場介入することによってイノベーションを阻害してしまっては元も子もないという、そこのバランスをどうするかといったようなところに課題があるのだということをお記させていただいております。

ここで視点を触れた上で、その後、なぜボイスアシスタント、ウェアラブルなのかということで、ボイスアシスタント、これも今までも御議論いただきましたように、まさに音声による入力出力という意味で、大きなインパクトのあり得る分野なのだということ。

それから、ウェアラブルについては、まさに顧客接点が体に近いところに移っている、大きなトレンドがある中で、代表的なものであるということと、特にバイタルデータ等、ヘルスケア分野での活用が見込まれているという意味での重要性といったようなことも踏まえてということを書かせていただいております。

それから、もう一つ、もうちょっと下に行ってください、まさにここも御指摘がありましたように、加えてということで、「なお」のところでございますけれども、どちらの領域もプライバシー性の高いデータを扱うという意味で、まさにデジタル市場のルール整備というのは、競争促進とプライバシーのバランスをどうするかというのが大きなテーマでございます。そういう意味でも、この分野をどうするのかということが重要になってくるということも書き添えさせていただいております。

それから「はじめに」のところでございますが、もう一点、各論のところ、先ほどのサードパーティーアプリの提供に関する制限のところのオプションの書き方でございます。

こちらのほうは、先ほど触れましたように、アップルの場合、ボイスアシスタントと連携するサードパーティーのアプリに対して、カテゴリー等を制限しているというところがございます。これについて、前回お出しした案では、オープンにするように配慮するよ  
うにという意味で、ちょっと抽象的なものになっていたわけですがけれども、そこはもう少しは  
っきり書いたほうがいいのではないかと御指摘が複数の委員の方からございましたので、そ  
こでいただきました議論を踏まえて、2つのオプションでどちらもやるということ  
でまとめさせていただいています。

オプション①のほうは、他社のアプリを連携させるための機能へのアクセスの制限を禁  
止、制限をしてはいけないということでもあります。先ほど言ったようなカテゴリーで、ポ  
ジティブリストで制限するみたいなのですがけれども、そこは制限がないよ  
うにということ  
がオプション①。

オプション②が、この制限が事実上サードパーティーだけに効いているということで、  
自社、ここではアップルになりますけれども、自社との関係でのイコールフットイングが  
図られているかという視点も重要だろうということで、その両方をオプション②として、  
両方がかかるような形で提案の仕方をさせていただいているということ  
でございます。

それから、あとは44ページ辺りですが、目指すべき姿のところでもありますけれども、  
総論に戻って恐縮でありますけれども、先ほど3番のところですか。ここも先ほどちょっ  
と申し上げましたように、少しモバイルエコシステムと合うような形で、この箱をつくっ  
て3点、この場合はボイスアシスタント、事業者間での公平・公正な競争環境というこ  
とと、その上に乗っかってくる様々なベンダーとの関係でのエコシステムにおける多様な  
イノベーションとか消費者選択ということと、あと、こちらのほうは、これからの発展途  
上であります市場の健全な成長が図られるということが書いてあります。

その後の対応の検討に当たっての基本的な考え方、ここも前回御議論がありましたところ  
を少し踏まえさせていただいておりますが、4つ目ぐらいの〇です。「この際」の  
ところ  
です。

初めのところでも少し触れましたけれども、まさにイノベーションで市場が出来上がる  
途上だということであるというところ、前回は御議論がありましたように、ある種、  
イノベーションをどうやってガバナンスしていくかというところ、これはスピードの速い  
デジタル市場全般を通じて言えることなのですがけれども、そのときの視点として、状況  
を注視しながら、関係者をエンゲージしながら、対話を継続しながら、ルールの整備運  
用自  
体も一緒にアジャイルでやっていくといったような視点というのを全体に通じる考え方  
として、ここで明確にする必要があるということに記載させていただいております。

私のほうから以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、先ほどとは逆の順番で、小林様からコメントをいただいています。

では、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

御説明、ありがとうございました。

今回御説明いただいた内容は、私もこれまで指摘させていただいた内容の、かなりの部分を酌み取っていただいて反映いただいていると認識していますし、また、モバイルのほうの報告書との整合性もかなり取られているのではないかなということ、確認させていただきました。ですので、あえて私のほうから、この時点で何かここをこうということはありません。こちらの内容で、私のほう、非常によく仕上がっているのではないかと思います。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

4方、まず前半御指名させていただきますので、次に続けて山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

私も、これはあまりコメントが大きいものがないのですけれども、ただ、このプロセスの中で、このレポートについても、ぜひプラットフォームといろいろ会話をして、政府主導でどのぐらいイノベーションをブーストできるかというのはちょっと分かりませんが、例えば自動運転車関係のものとか、ぜひプラットフォームが、ポジティブな形で、日本企業とか日本の産業全体に、この分野で連携してくれるような、政府も含めた良い関係性を広げるきっかけに、このレポートがなっていけばいいのかなと、拝見しながら思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

こここのころの大きな目線で申し上げておりましたのは、これを読んだ、関連する事業に従事している方々が、何もしなくていいのだと思わないようなメッセージの伝え方をとすることをずっと申し上げておりました。

全体で中身を見させていただいて、伝わってくるころということ、懸念ということが明確に出されて、ある程度ここからの動き方によっては、こちらも動いていくつもりがありますよというのが比較的出ているということだと思しましたので、このような形でいいかなと思っております。

最後の、今後の懸念の部分は、関係者の指摘をまとめたという形になっていて、最後のところでトーンが落ちてしまうのが残念なのですが、この辺は少しやむを得ないというか、あまりスペキュラティブなことを一方的な立場で言うのも、ペーパーとしてよくないというところもあって、こんな感じにしているのかなと推察をいたしましたので、これはこれで一つ、コミュニケーションの仕方としてはいいのかなと思った次第です。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

では、前半最後、塩野議員、お願いいたします。

○塩野議員

ありがとうございます。

私もここまでまとめいただいた内容に違和感もございませんし、非常によくまとめていただいていると思います。

特にボイスのところは、今、発展途上にあるというところなので、本当にここのプレーヤーとコミュニケーションし続けることだろうと認識しております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでで事務局のほうからリプライがありましたらお願いします。

○成田審議官

まさに山田議員、塩野議員がおっしゃったように、うまく育てながらというところの領域だと思いますので、そういう意味でのコミュニケーションになるようにというのはおっしゃるとおりかなと思っています。そこはぜひそういう形でやっていきたいと思っています。

増島議員からコメントいただきました、最後、今後の懸念ところは御推察のとおりというか、あまりスペキュラティブになってもという、趣旨はそのとおりでございます。

感想でございますが、以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、続けていきたいと思えます。伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

私も、モバイルのほうと合わせて、今まで明らかにされていなかったことがきちんと書かれているということ自体が非常に価値を持っておりますし、かつ、論点も網羅されていると思っておりますので、付け加えることはございません。

その上で、本報告書の使い方というか、発信の仕方についてだけなのですが、早めに申

し上げておこうと思ったのが、外国にも発信していただきたいなと思います。ボイスアシスタントとかウェアラブルについて、ここまで詳述した報告書というのは見たことがありません。そういった意味で、海外の関係者を含め、多くの方々に参考になると思いますので、準備にも時間がかかりますでしょうし、お金もかかるとは思いますが、どうか外国にも発信していただけたらなと考えております。日本も頑張っているぞということが分かるようにしていただけたらなと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

続きまして、川本議員、お願いいたします。

○川本議員

よろしく申し上げます。

こちらモバイル同様、皆さんおっしゃられていますけれども、非常によい内容になっていると思いますので、大きな異論はございません。発展途上の市場の中で、提示されている目指すべき姿に対して、ステークホルダーがきちんと合意して、そこに対して前向きに取り組んでいくきっかけになるといいのではないかと思います。

すごく細かいところで大変恐縮ですが、62ページのプリインストール、デフォルト設定の、主に御意見をいただきたい事項の最後で「オプション①の例外を認めるべき場合があるとすれば」と書かれています。これはオプション②を漏らしてしまっているだけで、意図的に①だけにしているわけではないという理解で良いのか確認させてください。

あと、増島議員も先ほど少しコメントされていた、若干違う趣旨かもしれないですが、IVの今後の懸念というところについてコメントさせていただきます。IVに至るまでにII、IIIでも各論点に関する課題、懸念が出てきます。それを受けてIVの今後の懸念の位置づけが少しだけ読み物として分かりづらいかと思います。

ボイスアシスタント領域、スマートウォッチ領域全般での懸念の総括なのか、II、IIIで見てきた懸念に新たな観点を追加したものなのか、それとも時間軸の違いなのか、その辺りが少しだけ分かりやすく表現されるとよいのかなと思います。私の読み込みが足りないだけかもしれないですけども、あくまでも個人的な感想として意見させていただきました。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

では、今、川本議員から出てきた御指摘のところは、後ほど事務局から御回答いただくことにします。

では、続きまして、川濱議員お願いします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。

私も、こちらのほう、モバイルともどもすごくよくできたものだと感じております。すごく周密に書かれたもので、かつ、読みやすいと言っても、本当に読みやすいかどうかというのは、何回も聞いていたら読みやすくなってくるのは当然かも知れないけれども、やはり客観的に見て優れた記述になっていて、特に申すことはないのですけれども、1点だけ気になった点があります。

この部分は、いずれも、そもそも市場が未開拓だから、その部分での、メディアのプレーヤーによる競争が活発になれば、それが一番、その後の問題の解決に役立つということのトーンで書かれているので、目指すべき姿の問題も、基本的にボイスもウェアラブルも似た形で書かれていると理解しております。

この点で1点だけ気になったのはどこかといいますと、例えばボイスのほうで言いますと、45ページのところで、今言った性格上、ボイスアシスタントを基盤とするところ、要するに、川下のほうの市場に関しては、今の時点であまり強い介入を出さないということから、イノベーションと、それから消費者選択の機会の確保という形でまとめられていて、それでいいのだろうとは思いますが、やはり具体的には、自己優遇の危険性等々の懸念というのに対しては多少書いてあるのだから、その部分は、この表題とそぐわないのかなという気が少しだけ気になりました。

ただ、4の対応の検討についての基本的考え方を見ると、イノベーションの確保や消費者の選択の機会があれば、自己優遇というのも、これは広い意味で消費者の選択の機会への侵害という形で説明することも可能だから、問題はないのかも分からないけれども、もうちょっと、我が国のプレーヤーは川下の人々が多いのだから、川下の人々に対する競争の機会、イノベーションを含めた公正な競争の機会という程度のことは書いても悪くはないのかなと。

というのは、そういった人々のことは考えていますよということは、このメッセージで入れておいて、下の部分をちゃんと読んでもらって、何らかのリプライをしてもらうということも重要なのかなという気もいたしました。

これは全くの私の表現上の好みの問題ですので特にこだわりません。全体的に非常に優れたものであるので、そういう点でちょっと気になったということだけコメントいたします。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。

私も、こちらの報告書についても異論はございません。

それで、2点だけ少しコメントという範囲でございますと、やはり、この中で、特に繰



り返し出てくる市場注視の枠組みというものをどうしていくかということをつくっていくかということが非常に重要なのだらうと思います。まさにフォローアップ、極めて重要な市場でございますので、最近オブザーバトリーという言葉も好きで使うところでございますけれども、定点観測、そして、適時の政策の検討というものを並行してどのようにしていくかが大変重要かと思えます。

2点目といたしまして、前回も触れたような、やはりこういったIoTに関わる、いわゆる機械生成データ一般のさらなる活用といったようなところは、これはこれで、またヨーロッパのデータ法等の文脈、日本で言えばしっかりデータ政策全体で考えていくべきところというのはあるかと思えますので、そういったようなこととの観点からも、引き続きこの市場を注視していけるとよいのかと考えております。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

事務局のほうから、川本議員ほか皆様に対してリプライがありましたらお願いします。

○成田審議官

ありがとうございます。

伊永議員からいただきました海外の発信でございますが、そこもぜひやっていきたいと思っております。

おっしゃるように、EUでちょっと似たようなものはありますけれども、あまり例がないと思っておりますし、まさに皆様に御議論いただいて、新しいものを出せるのではないかと感じておりますので、今まさに概要紙の用意をしておりますけれども、少なくとも概要紙のレベルでは英語に直して、前回報告のときもそうしていたのですけれども、海外にも説明をしていきたいと思っております。

それから、川本議員から御質問のありました四角の中ですね。ページで言いますと62ページ。1個目のプリインストールの対応のオプションの一番最後のところですかね。これは、①がデフォルト設定の変更を可能にするものの義務づけでありまして、そこについて、どうしてもできない理由というのがあり得るかもしれないということを書いておりますが、②は選択制なので、これはどちらかということ、やるかやらないかということ、やるべきだというスタンスを取っている以上、例外というのはないのだらうなということ、書いていないということ、意図して②を書いていないということでもあります。

これはほかのモバイルのほうもそうなのですが、例外が性質的にないものは、あえてそこは聴いていないという格好にしているというものの一環であります。

それから、川濱議員からいただきました目指すべき姿のところは、そこまで読み込んでいただいて本当にありがとうございます。まさにどうするか、書き方を悩んでいたところでもあります。実はモバイルのほうで整理し直したところとも、ちょっと平仄が合っていないところでありまして、まさに御指摘の中にありましたように、Bのほうは、そこまで強

い介入ということになっていないところもあって、表現を変えてみたのですけれども、やはり御指摘がありましたように、声を上げている方々もいらっしゃるので、ここは表現を、修正も含めて検討させていただければと思います。

例えば、モバイルエコシステムにイノベーションとか消費者の選択というのは頭に出して、競争環境ということで並べて書くというのもあるかなと思っておりました。そこは検討したいと思います。ありがとうございます。

それから、生貝議員がおっしゃったように、本件、特に定点観測は重要だと思しますので、パブコメ後の意見交換がまず先だと思えますけれども、しっかりやっていければと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

こちらのほうにつきましても、新たな顧客接点、ボイスアシスタント及びウェアラブルに関する競争評価中間報告案につきまして、先生方からの、今までの長いディスカッションも踏まえて、よく完成されているという高い評価をいただきました。

かつ、発展途上のサービスで、今後事業者とのコミュニケーションもしっかりお願いしますという形での期待もいただきましたので、そちらのほうもしっかりと努めていければと考えております。

では、この競争評価中間報告案の今後の取扱いについてですが、報告書の大枠、方向性について御異議がなかったように思います。親会議であります競争会議へ報告を行う最終案の取りまとめについては、御異議がないようございましたら、私座長に御一任いただきまして今後進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○依田座長

どうもありがとうございます。ではそのように取り計らせていただきます。

最後に事務局のほうから、ほかに何か御連絡等はございませんでしょうか。

○成田審議官

本日も御議論いただきまして、ありがとうございました。

この後、座長の御一任を御了承いただきましたので、細かな修正も含め、あと、今日いただきました御指摘も含めて、座長と御相談させていただいて、親会議のデジタル競争会議のほうにお諮りしたいと思っています。

それから、先ほど、私お答えの中でお答えしそびれた川本さんからもう1点ありました今後の懸念の位置づけです。少し分かりづらいのはおっしゃるとおりのところがあるかなと思います。ここも併せて宿題とさせていただければと思います。

それから、少し関係方面との調整が一部残っているところもありますので、その関係での修正とか、あと、今日も何点か御指摘いただきました、用語をそろえるとかそういった

作業も含めてやった上で、公表のほうを目指していければなと思っております。競争会議の日程は、現在、4月下旬を想定して、そこに向けて準備を進めていきたいと思っております。

それから、次回のワーキンググループでございますが、もちろん連休後ということになるかと思っておりますけれども、こちらのほうはまた追って御連絡をいたしたいと思っております。

この2件について、長きにわたり御議論いただきまして本当にありがとうございました。まだまだこれからのプロセスは続きますけれども、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○依田座長

議員の先生方に関しましては、今日の間報告書案2件につきまして、本当に多大な御協力と多大な御教示をいただきまして、事務局と併せて私からも大変感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。